

1. 事業全体に関する質問

Q1	同じシステムを適用して、複数の申請者が異なる事業所で応募した場合に採択は1者ですか。	
A1	本補助事業では、同じシステムを使用して複数の事業者が異なる場所で適用して応募した場合は、申請者毎に審査を行います。	
Q2	採択者の選定は応募順でしょうか。また、補助金の採択基準や評価ポイントはありますか。	
A2	公募期間終了後、審査基準に基づき審査を行いますので、先着順ではありません。 審査方法や想定される審査項目は、公募要領のP9を参照してください。	
Q3	資金調達方法として、支払委託契約にて調達する場合は応募できますか。その場合、申請はどのようにすればよろしいですか。	
A3	支払委託契約にて調達する場合も応募できます。この場合、設備の所有者が代表事業者になります。	
Q4	設備所有者－ESCO事業者－リース会社の3社での共同事業により補助金申請はできますか。	
A4	財産を取得するものが代表事業者であれば、申請できます。	
Q5	リース会社を利用する場合は応募できますか。その場合の応募方法を教えてください。	
A5	リース契約で実施した場合も補助対象です。その場合の応募申請の方法は、代表事業者がリース会社、共同事業者が設備を使用する事業者となります。応募には、リース契約書（案）を添付して下さい。	
Q6	譲渡条件付きリースや所有権留保付き割賦販売は補助対象となりますか。	
A6	法定耐用期間内の譲渡条件付きリースや所有権留保付き割賦販売は認められません。	
Q7	割賦販売契約で導入する設備は補助対象ですか。	
A7	割賦販売契約で導入する設備は補助対象外です。	
Q8	定期借地権付き土地の事業でも応募できますか。	
A8	農地以外であれば、規定はありませんので応募可能です。	

Q9	補助の対象設備を、異なる事業者が所有することは可能ですか。	
A9	補助事業では設備を所有する者は1者で、その者が代表事業者となることが規定です。設備を複数者で所有しているような場合は、応募時に、例えば (案1) 当該設備を1者の所有にする (案2) 両者にて組合、共同管理法人等を設立する のいずれか等を検討ください。	
Q10	申請の代行は可能ですか。	
A10	可能です。代表事業者の事務連絡先に代行者の会社名を含めて記載願います。また、コンサルタント等が代表事業者から依頼されて応募申請書作成等の代行を行う事も可能です。ただし、施工業者が事務連絡先になることはできません。	
Q11	農業協同組合、漁業協同組合は応募できますか。	
A11	公募要領P7(オ)補助金の応募者(h)特別法の規定に基づき設立された協同組合等に該当するため、応募できます。	
Q12	1者で複数の応募はできますか。	
A12	可能です。 なお、事業の実施場所が離れている(同一の地図に収まらない)場合は実施場所ごとに申請をお願いします。同一の事業実施場所に複数の設備がある場合は、設備毎にハード対策事業計算ファイルを提出してください。	
Q13	企業の規模(資本金等)に制約はありますか。	
A13	ありません。	
Q14	畜産業は申請可能ですか。	
A14	申請可能です。この場合は営農でなく、農林水産業として申請(営農②を使用)してください	
Q15	補助事業はいつまでに何を行えばよいですか。	
A15	2月末日までに事業を完了(原則として発注先への支払いを完了)させてください。(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から2週間以内に領収書を協会に提出してください。)	

Q16	交付決定はいつごろになりますか。	
A16	公募締め切り後、概ね 1.5～2 か月で採択者に内示をする予定です。その後、採択者から交付申請して頂きます。交付申請書の受理から概ね 1 か月で交付決定をする予定です。（交付申請書類の整備状況によっては交付決定が延びることがありますのでご承知おきください。） なお、採択者を協会ホームページに公表します。	
Q17	入札手続き等の準備は交付決定前に進めていてもよいですか。	
A17	問題ありません。	
Q18	施工（工事）業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	
A18	問題ありません。	
Q19	工事業者等への補助事業の発注（契約）はいつ行えばよいですか。	
A19	交付決定日以降に行ってください。	
Q20	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	
A20	補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付対象とはなりません。	
Q21	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。	
A21	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が見積書の中で明確に分かるようにしてください。	
Q22	何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。	
A22	交付規程第8条第五号を参照ください。	
Q23	施工業者への工事代金支払いを約束手形で行ってもよいでしょうか。	
A23	原則として口座振込みでお願いします。	
Q24	同一事業を複数年度に渡って実施することは可能ですか。	
A24	単年度事業に限ります。	

Q25	有休農地（作付作物なし）を使用して補助事業を行うことは可能ですか。	
	A25	農地の一時転用許可が得られていてかつ、今後（補助事業実施後）耕作する（農業と発電を両方行う）場合は申請可能です。
Q26	作物に制約がありますか。	
	A26	特に制約は設けていませんが、営農の場合は当該地域で一般的に作付けされているものを推奨します。
Q27	電力供給先の要件にある農林漁業関連施設とはどのようなものですか。	
	A27	<p>農林漁業関連施設とは以下のとおりとなります。</p> <p>① 農業用施設 育苗施設、乾燥調製施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設等</p> <p>② 林業用施設 貯木場、木材処理加工施設、木材集出荷販売施設、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等</p> <p>③ 漁業用施設 漁獲物鮮度保持施設、養殖用種苗生産施設、浮き魚礁、漁船保全修理施設、養殖施設、漁獲物加工処理施設等</p> <p>④ 地域内において生産された農林水産物（以下「地域内農林水産物」という。）及びその生産若しくは加工に伴い副次的に得られた物品を主たる原材料とする製品、料理を製造するための施設、ジャム等の加工品を製造する施設、学校給食を製造する施設、木質ペレット製造施設等</p> <p>⑤ 主として地域内農林水産物又はその加工品を販売するための施設 直売所、道の駅等</p> <p>⑥ 地域内農林水産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 農家レストラン等</p> <p>⑦ 農林漁業の体験のための施設 農林漁家民宿、市民農園等</p> <p>⑧ ①から⑦までに掲げる施設の利用上必要な施設</p>
Q28	必要な許認可と事業の申請のタイミングはどのようになりますか。	
	A28	補助事業に必要な許認可（農地一時転用許可等）は遅くとも採択後交付申請前までに取得してください。交付決定後、必要な許認可を受けることができなかった場合は、交付決定の解除となります。

Q29	営農事業以外の事業（農林水産事業）において、空き地や建物屋根に太陽光発電設備を設置する場合、その空き地や建物が使用しているに土地について地目等の制約はありますか。	
A29	制約はありません。	
Q30	公募要領の補助金の応募者を満足する者であれば誰で応募できますか。	
A30	代表事業者は補助金の応募者を満足するとともに、農林水産事業の生産活動に関連する者（自ら農林水産業を営んでいる者、あるいは農林水産業を営んでいる者の生産活動に寄与する者）である必要があります。なお、農林水産事業の生産活動に関連する者が再生可能エネルギー発電設備をリース導入する場合は、リース会社を代表事業者、自らを共同事業者として応募できます。	
Q31	再生可能エネルギー発電設備で発電した電力を売電することにより売電収益が発生した場合、収益相当分の返納が将来的に発生することがありますか。	
A31	個別の判断となりますが、多額の売電収益が発生する場合は納付の必要があります。余剰電力の範囲で売電している程度であれば納付が発生しないこともあります。	
Q32	PPA(Power Purchase Agreement)方式により太陽光発電設備で発電した電力を農林水産事業者に供給する場合も補助対象になりますか。	
A32	PPA方式でも補助対象になります。なお、設備の所有者が代表事業者になります。詳細はPPA契約書で確認します。	
Q33	補助対象となる太陽電池出力は10kW以上となっていますが、太陽光発電システムを接続する場所は、電灯、動力のどちらも系統でも良いでしょうか。また、電灯、動力の組合せでも良いでしょうか。	
A33	いずれの場合も補助対象になり得ます。	
Q34	個人（個人事業主ではない）が申請する場合、必要となる納税証明書の税目は何でしょうか。	
A34	納税証明書（その1・納税額等証明用）と（その2・所得金額用）を提出してください。	

Q35	地権者、営農者、発電事業者がそれぞれ異なる場合、補助事業の実施に関する合意文書は必要でしょうか。	
A35	地権者と発電事業者間の合意文書は必ず必要です。営農者と発電事業者間の合意文書は農地一時転用許可取得上必要となる可能性があるため、所轄の農業委員会にご確認ください。	

2. 様式の記入に関する質問

Q1	様式1 応募申請書の代表者は誰にすればよいですか。	
A1	代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。	
Q2	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	
A2	補助事業によって財産を取得する者が代表事業者になり、申請者となります。	
Q3	農林水産業を営む者、再生可能エネルギー設備を所有する者、再生可能エネルギー設備を設置する農地や敷地、建物の所有者がそれぞれ異なる場合はどの様に申請すれば良いですか。	
A3	設備を所有する者が代表事業者です。農林水産業を営む者及び設備を設置する農地や敷地、建物の所有者は原則共同事業者となります。なお、設備を設置する農地や敷地、建物の所有者が共同事業者とならない場合は、同意書等が必要です。	
Q4	同一の農地や敷地内、建物に複数の再生可能エネルギー設備を設置する場合、同一の申請書で良いでしょうか。	
A4	同一申請書で良いです。この場合、実施計画書に添付する地図に複数設備を収めてください。	
Q5	共同申請を行う際、応募申請書の申請者は代表事業者のみでよろしいですか。	
A5	代表事業者のみでよいです。また、代表者の押印は不要ですが、申請書下部の責任者及び担当者の氏名、連絡先等の記入が必要です。	
Q6	様式1別紙1 実施計画書の「事業実施責任者」は誰にすればよいですか。	
A6	様式1 応募申請書の代表者と同じとしてください。	

Q7	様式1別紙1 実施計画書の代表事業者の「事務連絡先」は誰にすればよいですか。	
A7	補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。	
Q8	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	
A8	不要です。	
Q9	法人の定款または寄附行為に奥書は必要でしょうか。	
A9	不要です。	
Q10	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でよろしいでしょうか。	
A10	問題ありません。	
Q11	代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表、損益計算書が必要でしょうか。	
A11	代表事業者と共同事業者それぞれで、貸借対照表、損益計算書が必要です。さらに、太陽光発電パネルを設置する建物の登記簿謄本（発行から3ヶ月以内の原本）が必要です。	
Q12	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	
A12	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。	
Q13	経理状況説明書（損益計算書）について1期分に前期と今期が記載されております。これで2期分の経理状況説明書となりますか。	
A13	2会計年度分の経理状況説明書（損益計算書）をご提出ください。	
Q14	経理状況説明書は貸借対照表と損益計算書を提出する様に記載されておりますが、損益計算書の代わりに資金収支計算書と事業活動収支計算書を提出することは可能ですか。	
A14	可能です。	

Q15	複数年に渡り赤字や債務超過が続いていますが、採択に影響ありますか。	
A15	基本的要件に「補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること」がありますので、複数年に渡り赤字や債務超過が続いている場合は、経営改善計画書等」提出が必要です。経営改善の目途が立たない場合は、不採択の可能性あります。	
Q16	応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	
A16	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書を元に作成いただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。	
Q17	見積について、応募時点で有効期限内の見積を提出する様記載されていますが、発行日に制限はありますか。	
A17	見積書の有効期限内に応募申請ください。発行日に制約はありません。	
Q18	応募にあたっての添付資料で見積書が求められていますが、その時も相見積が必要ですか。	
A18	応募時は時間的な制約もあり、相見積は必要ではありません。しかし、採択後の発注時には、相見積をして最適な業者を選択下さい。	
Q19	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	
A19	競争入札もしくは、複数者による見積り合わせを行ってください。	
Q20	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、例えば、A社の設備に追加工事をする場合、A社からの購入が安価になります。この場合はどうすればよいですか。	
A20	原則として相見積をしてください。	

Q21	見積り合わせを行う場合、「複数メーカーの商品（同等のスペックのもの）を比較」と、「同じ商品で、複数の販売先を比較」のどちらが正しいですか。	
A21	契約・発注先の候補複数者から見積書を取得し比較してください。メーカーが違う場合は、同等のスペックのものであることを確認します。ひとつの代理店・商社から複数メーカーの商品の見積書を取得した場合は競争原理が働いたことにはなりません。別の代理店、商社等、複数者から見積を取ってください。	
Q22	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解しているが、設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としている。補助事業の場合でも随意契約できますか。	
A22	補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。この場合、交付申請の際に随意契約となる理由書を提出し、協会の承認を得る必要があります。	
Q23	工種毎に業者を選定しても構いませんか。それとも1事業に対して1施工業者に一括で発注しなければなりませんか。	
A23	施工業者は、工種毎に業者を選定しても構いません。それぞれに、相見積が必要です。	
Q24	見積書についてですが、業者によっては見積書の書式が自由に変更できないため、見積書例にあるような区分、費目、細分、備考の欄がある見積書を取得できない場合があります。この場合、見積書と別に見積書例にある経費内訳書を事業者が作成して添付すれば良いでしょうか。	
A24	見積書は、業者の書式で構いませんが、区分、費目、細分がわかるように明示ください。見積書と別に経費内訳書を作成して添付いただくとわかり易いです。	
Q25	自社調達では、材料の原価の証明は見積書もしくは請求書でよろしいでしょうか。	
A25	自社調達の意味は、対象事業を工事業者に一括発注するのではなく事業者自身が自分で材料を購入し、人工を雇って工事を行うということだと理解します。その場合、材料の購入の際は、原則として相見積をしてください。	
Q26	自社調達では、一部外注する場合の外注先にも複数社の見積り合わせは必要でしょうか。	
A26	複数社見積が必要です。	

Q27	CO2 削減計算において書式、計算例はありますか。	
	A27	書式はありません。外部の専門家の計算書や環境省のハード対策計算ファイルを提出ください。
Q28	応募に際しての事業の直接効果の算定根拠を提出するとありますが、どのような計算が必要ですか。外部の専門家に資料作成を依頼することは可能ですか。	
	A28	太陽光発電設備の発電電力量については、JIS C8907;2005 や NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の計算式等を参照してください。日射量については、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）のデータ等を参照してください。 CO2 削減効果計算については、「再生可能エネルギー発電電力量×商用電力のCO2 排出係数」で計算してください。 また、自社でCO2 削減効果計算が難しい場合は外部専門家に依頼してください。なお外部の専門家に、特定の資格を求めることはありません。
Q29	POファイナンスや交付決定債権譲渡により補助事業の資金調達を実施する場合、特別な届け出等は必要ですか。	
	A29	POファイナンス利用については協会の同意が必要です。交付決定債権譲渡については債権譲渡応諾依頼書または債権譲渡通知を提出してください。

3. 補助金・補助対象設備に関する質問

Q1	本補助金を受けた設備について、来年度以降、他の補助を受けることはできますか。	
	A1	他の補助金については都度確認ください。
Q2	他の補助金と併用は可能ですか。	
	A2	本補助金と、国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「適正化法」という。）第 2 条第 1 項に掲げる補助金等及び第 4 項に掲げる間接補助金等）を、同一の設備に対し重複する形で併用することはできません。 なお、適正化法の適用を受けない地方公共団体からの補助金等との併用は可能です。その場合、本補助金における所要経費の算定において、寄付金その他の収入として計上する必要があります。従って、地方公共団体からの補助金に係る分は、補助対象経費から除算となります。

Q3	既設設備に補助金を受けていた場合、その既設設備の増設について、制約はありますか。	
A3	本補助金の対象となるのは増設分のみのため、特に制約はありません。なお、増設に伴う既設改造費等は補助対象外です。	
Q4	同一法人の別の事業者が国の他の補助金を受けて設備を設置しています。応募できますか。	
A4	応募は可能です。 同じ法人、あるいは同じ事業所内にて、他の設備が補助金を受けて設置された設備があっても、当該設備が補助金を受けていなければ、申請できます。	
Q5	補助金の上限値、下限値はありますか。	
A5	ありません。	
Q6	補助対象経費とは何を指しますか。	
A6	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各事業の補助対象経費の区分・費目・細分は、交付規程別表第2をご確認ください。	
Q7	補助対象外経費に当てはまるものはどのようなものがありますか。	
A7	<p>補助対象外となるのは下記の経費等です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む） ・本補助金への応募・申請等に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等 	
Q8	計上が認められる事務費とは何ですか。	
A8	設備の製造委託先で設備が完成し、発注者（＝補助事業者）が製造工場等で検収完了検査を行う場合などに必要な旅費等を想定しています。	
Q9	補助対象外工事を含む費用について、補助対象と補助対象外の区分けが困難な場合は、経費はどのように区分けすればよいでしょうか。	
A9	適切な方法で按分等を行ってください。	

Q10	消費税は補助対象となりますか。	
A10	<p>消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。</p> <p>ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。</p> <p>①消費税法における納税義務者とならない補助事業者</p> <p>②免税事業者である補助事業者</p> <p>③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者</p> <p>④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者</p> <p>⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者</p>	
Q11	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	
A11	採択通知に記載された補助金内定額が補助金交付金額の上限になります。補助金内定額を超える補助金交付申請はできません。	
Q12	設備の更新は補助対象になりますか。	
A12	補助対象になりません。	
Q13	補助事業による取得財産であること明示するために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に含めて良いでしょうか。	
A13	プレート作成費及び貼付の費用については補助対象外となります。	
Q14	CO2削減見込みを推定するための計測・設計費は補助対象ですか。	
A14	補助対象外です。	
Q15	外部の専門家に省エネルギー効果の分析を求めた際に発生する費用は補助対象ですか。	
A15	補助対象外です。	
Q16	エネルギー設備の設計、運用のシミュレーションツール（ソフトウェア、運転支援システム含む）を活用した省エネ運用改善支援は、補助対象ですか。	
A16	補助対象外です。	

Q17	発電量等を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか。	
A17	計測器が発電設備等、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備及びその付帯設備専用のデータを計測の対象としている場合は、補助対象となり得ます。 なお、広報等を目的とした「見える化システム」については、モニター表示機器本体とその架台、駆動のためのケーブル及び駆動用専用のパソコン・コントローラー等は、補助対象外となります。	
Q18	エネルギーマネジメントシステム等は補助対象ですか。	
A18	補助対象外です。	
Q19	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーターは補助対象に含めてよろしいでしょうか。	
A19	発電電力量を計測するメーターは補助対象となりますが、使用電力量を計測するメーターは補助対象外となります。	
Q20	設備の設置のため、建屋の建築及び基礎工事が必要となりますが、これらに係る工事費は対象となりますか。	
A20	農地等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を設置して、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置するものを主に想定しています。なお、建物については、一般的に設備としては認められず、補助対象外です。また、建物の建設工事に係る基礎工事部分についても、補助対象外となります。	
Q21	電力を使用する施設まで自営線を引くに当たって、電柱や地下埋設管等は補助対象になりますか。	
A21	その設置が合理的かつ必要最小限であれば対象となり得ます。	
Q22	太陽光発電設備に付帯するパネルの融雪装置は補助対象となりますか。	
A22	補助対象外となります。	

Q23	地方公共団体の職員の人件費は補助対象となりますか。	
A23	地方公共団体の常勤職員の人件費及び共済費は補助対象外です。ただし、本補助事業を実施するために必要な業務補助を行う臨時職員に関する賃金については、その雇用に必然性がある場合、「賃金」として計上可能です。 なお、本補助事業に従事した時間のみ、賃金の対象となることから、業務日誌等により本補助事業に従事した時間を適切に管理しなければなりません。	
Q24	太陽光発電設備を設置したいが、設置予定の施設の耐震診断は補助対象となりますか。	
A24	耐震診断は、施設の安全性の確認が目的であることから補助対象外となります。	
Q25	太陽光発電設備や風力発電設備の基礎は補助対象になりますか。	
A25	必要最小限のものが補助対象となります。ただし、農地等に支柱を立てる場合は、簡易な構造で容易に撤去できるものを想定しています。	
Q26	太陽熱設備は補助対象になりますか。	
A26	補助対象外です。	
Q27	農林水産業関連施設の屋上に太陽光パネルを設置することは補助対象となりますか。	
A27	補助対象となります。	
Q28	農林水産業を営む敷地（例えば酪農用地）の一面に再生可能エネルギー発電設備を設置することは補助対象になりますか。	
A28	補助対象となります。	
Q29	農林水産事業者の個人の家の上に太陽光発電パネルを設置しようと思います。これは補助対象になりますか。	
A29	個人の家は農林水産関連施設とは認められないために、補助対象になりません。	
Q30	林業で、山を切り開いて太陽光発電パネルもしくは風力発電設備を設置することで考えています。この山を切り開く(伐採、整地)費用は補助対象になりますか。	
A30	補助対象外です。	

Q31	太陽光発電パネルの下に設置する自動かん水システムなどの営農事業を継続するための設備は補助対象となりますか。	
	A31	補助対象外です。
Q32	発電効率向上を目指し、最適運転をするための太陽光パネルの角度を変える装置は補助対象になりますか。	
	A32	費用対効果の向上が見込める場合は補助対象となります。
Q33	設備や施設の増設等に併せて再生可能エネルギー発電設備を導入する場合、全体としては必ずしもCO ₂ 排出量が削減できない可能性があります。この場合でも申請可能ですか。	
	A33	申請は可能です。ただし、CO ₂ の削減量とそのコストによっては、不採択となるおそれがありますのでご注意ください。
Q34	再生可能エネルギー発電設備について、導入するシステムのkw単価等について制約はありますか。	
	A34	特段の規定があるわけではありませんが、費用対効果により不採択となるおそれもありますのでご注意ください。
Q35	蓄電池を合わせて導入する場合、蓄電池の仕様等に制約がありますか。	
	A35	導入する発電設備から得られる電気の活用に必要最小限の設備とする必要があります。
Q36	木質バイオマス発電設備は補助対象になりますか。	
	A36	補助対象となり得ます。但し、費用対効果によっては不採択となる可能性があります。
Q37	再生可能エネルギー発電設備で発電した電力を、一般系統を介して要件を満足する電力供給先に供給する場合は補助対象となりますか。	
	A37	発電電力量と供給先における使用電力量が、同時同量であることが概ね担保される場合は補助対象となり得ます。(概ねとは例えば15分～60分程度の範囲で需給が釣り合っていることを指します。)

Q38	再生可能エネルギー発電設備で発電した電力を要件に適合する電力供給先に自営線にて供給しますが、余剰電力が発生した場合、余剰電力を一般系統経由で小売電気事業者に売電することは可能ですか。	
	A38	原則できません。 ただし、小売電気事業者に売電した電力を同時同量にて要件に適合する電力供給先（使用者）が買電することが担保される場合に限り可能です。その場合、電力を売電する者（発電設備を所有する代表事業者）／小売電気事業者の相対契約書（電力を買電する者が明記されていること）、小売電気事業者／電力を買電する者の相対契約書の2通、または3者間の契約書が必要です。
Q39	太陽光発電設備を導入するにあたり、使用電力量に合わせて発電電力量を制御する装置は補助対象となりますか。	
	A39	自営線経由で使用者側に直接接続される太陽光発電設備の場合は補助の対象となり得ます。（使用者側が一般系統からの受電も併用している場合を含む。）
Q40	太陽光パネルおよび蓄電池を導入した場合、太陽光パネルが発電していない夜間などに系統から電気（必ずしも再生可能エネルギー100%の電気ではない）を購入し、蓄電池に貯めておき、「災害時に備える」等の運用は問題ないでしょうか。	
	A40	蓄電池を補助対象とする場合は、補助対象の太陽光パネルで発電した電力のみを蓄電するに限られます。従って、上記の運用では蓄電池は補助対象外となります。
Q41	食肉加工工場、野菜工場等に設置する太陽光パネルで発電する場合、補助対象になりますか。	
	A41	太陽光を設置する施設が農林水産業の活動を営んでいる施設であれば補助対象となります。従って、食肉加工工場、野菜工場等に設置する太陽光パネルは補助対象となり得ます。
Q42	P Oファイナンスや交付決定債権譲渡により補助事業の資金調達を実施した場合、補助金の受取先は誰になりますか。	
	A42	原則補助金はP Oファイナンスや交付決定債権譲渡により融資を行った金融機関へ直接振り込まれます。なお、補助金振込に先立ち、協会より振込口座の確認を行いますのでP Oファイナンスや交付決定債権譲渡により資金調達を実施した場合は、必ず融資元の金融機関の口座を指定ください。

4. 排出量の算定に関する質問

Q1	設備の設置後、第三者による効果検証は必要ですか。	
A1	本制度では第三者による結果検証は必ずしも求めるものではありません。	
Q2	応募の条件として、CO2 削減の目標値はありますか。	
A2	CO2 削減量の目標値は設定しておりません。	
Q3	CO2 排出量削減量の具体的な計測方法・手法、算定方法および決まった係数は規定されていますか。	
A3	計測方法、算定方法は規定していません、外部の専門家の計算書や環境省のCO2削減効果算出ツールの計算結果を提出ください。	
Q4	事業完了後の事業報告において、申請時の削減目標値は必達ですか。	
A4	目標値は必達ではありませんが、目標値に達しない理由を報告していただきます。また、交付規程第14条に記載により、交付決定の取り消しや、補助金の一部返還を求める場合があります。	
Q5	CO2 排出削減量について制約あるいは下限値などはありますか。	
A5	本補助事業では、原則としてCO2 排出削減量についての制約や下限値はありません。	
Q6	事業実施後3年間事業報告が必要となっておりますが、何を提出すればいいのでしょうか。	
A6	<p>1. 交付規程 様式第16 事業報告書を提出ください。記載内容は、</p> <p>(1) CO2 排出削減量 (実績)</p> <p>・計画値 ** t-CO2/年</p> <p>・実績値 ** t-CO2/年</p> <p>算定方法及び算定根拠を併せて記載ください。なお、算定根拠方法及び、当該年度の電力量等、算定根拠として使用した具体的資料を別途添付してください。</p> <p>(2) 実績報告書におけるCO2 排出削減量に達しなかった場合の原因</p> <p>2. CO2 削減効果の算定根拠資料 (算定方法及び様式の規定はありません。)</p>	
Q7	CO2 削減目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。	
A7	事業報告の際、CO2 削減量の目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくこととなります。また、今後の対策(案)を提示いただくこともあります。	

Q8	エネルギー単価は決められている値でしょうか。	
	A8	事業ごとに購入している価格を記載ください。

5. 法定耐用年数に関する質問

A1	設備の法定耐用年数は装置の法定耐用年数になるのですか。	
	A1	設備の法定耐用年数は、設備そのものに法定耐用年数が設けられている場合はその耐用年数になります。詳しくは、国税庁、あるいは税務署にご確認ください。
A2	リースにて応募する場合、リースの契約年数と法定耐用年数は同じでなければならないのですか。	
	A2	リース契約年数が法定耐用年数より短くとも、再リース契約などにより法定耐用年数の期間使い続ければ、構いません。

6. その他の質問

Q1	応募申請後、施主都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。	
	A1	<p>交付決定前の辞退は可能です。採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。</p> <p>交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、交付規程様式第6 中止(廃止)承認申請書を提出して承認を受ける必要があります。</p>